

第1回 保健所機能拡充検討会議 次第

平成30年12月18日(火)

午後7時30分～

豊島区役所本庁舎 509、510 会議室

1. 開会

- (1) 委員自己紹介
- (2) 会長の選出
- (3) 副会長の指名

2. 議事

- (1) 検討スケジュール

- (2) 保健所機能の拡充について

3. その他

次回の検討会開催日について

【配布資料】

豊島区保健所機能拡充検討会議委員名簿

豊島区保健所機能拡充検討会議設置要綱

資料1 保健所機能拡充検討スケジュール

参考資料1 池袋保健所移転スケジュール(案)

参考資料2 保健所移転の方針・パブリックコメント実施結果

参考資料3 豊島区の保健衛生(事業概要)平成30年度版

豊島区保健所機能拡充検討会議委員

【外部委員】

団体	氏名
学識経験者	都立大塚病院院長 富山 順治
地域医療に従事する者	豊島区医師会 会長 高橋 清輝
	豊島区歯科医師会 会長 高草木 章
	豊島区薬剤師会 会長 遠藤 信一郎
	大同病院院長 島本 悦次
警察・消防等行政関係者	池袋警察署 警備課長 平綿 良寛
	池袋警察署 生活安全課長 世取 治郎
	豊島消防署 警防課長 内海 基博
公衆衛生関係者	豊島区環境衛生協会会長 稲葉 孝博
	豊島区池袋食品衛生協会会長 西岡 孝文
各種団体	豊島区町会連合会会長 田中 幸一郎
	豊島区民社会福祉協議会 川島 外志美
	豊島区民生児童委員協議会会長 福田 房子
	豊島区商店街連合会副会長 林 洋
	豊島産業協会委員 福田 美津恵
	豊島区消費者団体連絡会委員 大澤 恵美子

16名

【区委員】

保健所長	佐藤 壽志子
生活衛生課長	栗原 せい子
健康推進課長	関 なおみ
長崎健康相談所長	荒井 和子
保健福祉部長	常松 洋介

5名

【事務局(理事者)】

健康担当部長	櫻原 猛
施設整備担当部長	近藤 正仁
企画課長	澤田 健
施設計画担当課長	木村 俊雄
「わたしらしく、暮らせるまち」推進室長	宮田 麻子
防災危機管理課長	廣瀬 陽一
財産運用課長	田中 雄三
福祉総務課長	直江 太
子育て支援課長	時田 哲
再開発担当課長	大根原 尉之

10名

豊島区保健所機能拡充検討会議設置要綱

平成30年10月23日
部 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の保健所の機能拡充を検討し、公衆衛生の拠点である保健所機能の充実を図るために、専門的な見地からの意見及び助言を得るために、「豊島区保健所機能拡充検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 公衆衛生の拠点としての保健所業務に関すること
- (2) 区民の健康保持及び増進に関すること
- (3) その他保健所機能の充実に関すること

(構成)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、区長が依頼又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療に従事する者
- (3) 警察・消防等行政関係者
- (4) 公衆衛生関係者
- (5) その他関係団体に所属する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 会長は、委員の互選とする。

2 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長は会議を招集し、会議の事務を統括する。

4 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、保健福祉部地域保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、健康担当部長決定とする。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から適用する。

保健所機能拡充検討スケジュール

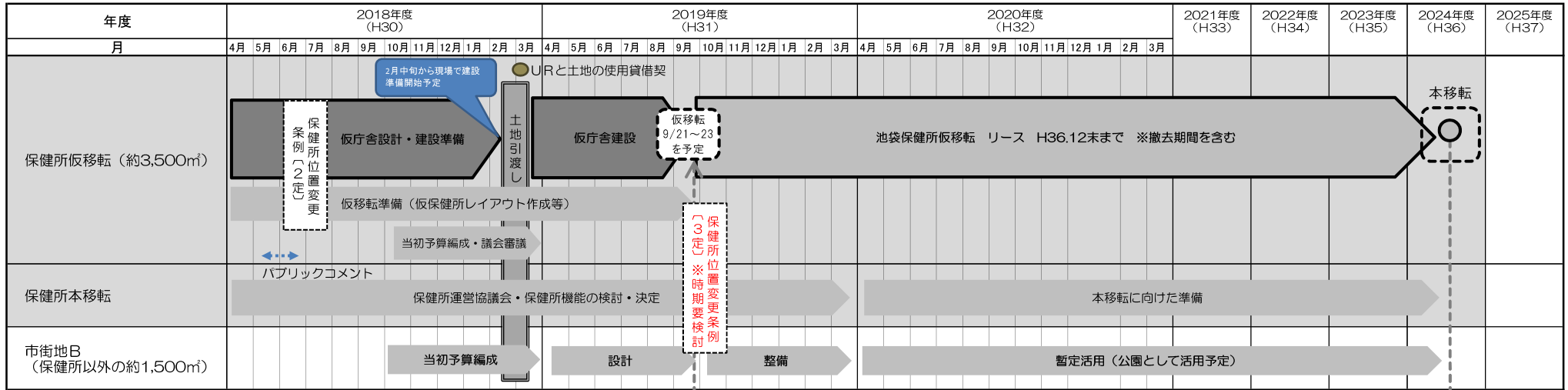
年度 月	30年度				31年度							
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
議会日程	◆四定		◆一定 ◆各会派に事前説明				◆二定 ◆区民厚生委員会報告					
検討日程	○機能拡充検討会議（1回）		○機能拡充検討会議（2回）		○機能拡充検討会議（3回）	区の方針案作	報 告	パブリックコメント	○パブリックコメント意見反映	○パブリックコメント結果		
その他		保健所移転住民説明			○未来戦推進会議報告						保健所仮移転	平成36年度 まで

池袋保健所移転スケジュール（案）

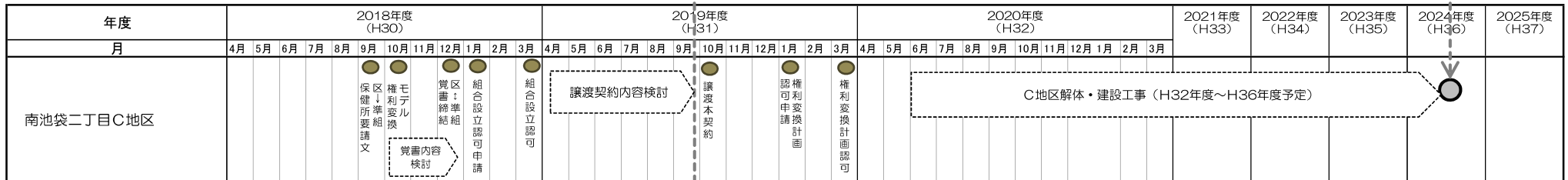
（※スケジュールは現時点での想定であり、変更となる可能性があります。）

平成30年9月27日現在

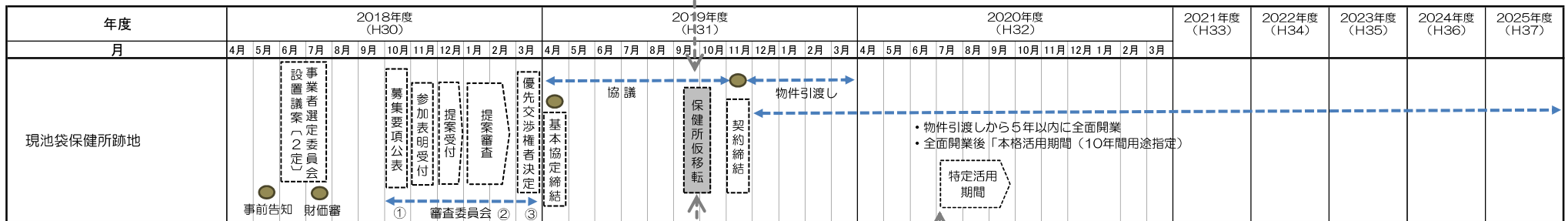
1. 池袋保健所・残地活用



2. 南池袋二丁目再開発



3. 保健所跡地の活用



4. ハレザ池袋



池袋保健所移転の方針

区民の健康づくり機能を充実していくために
本庁舎との連携を強化し、子育て・福祉機能の充実のために

1 事業概要

区の施設は、一般的に築年数 20 年前後で、設備の更新工事を行い、30 年前後で給排水やエレベータ、内装改修など、老朽度合を踏まえ、大規模改修を計画的に実施しています。

現在の池袋保健所は、平成 10 年に開設され、すでに 20 年が経過しており、設備については、大規模改修が必要な時期に差し掛かってきています。

区では、池袋保健所の改修について、平成 26 年度から内部での検討を始め、一時的に賃貸ビル等に移転することなども考慮し、業務を継続しながら、大規模改修を行う検討をしてきました。

保健所という施設の特異性として、乳幼児から高齢者、障害者の方々が利用される施設であり、土日も含め、健診や診察などの業務を行うことから、集会所等の公共施設以上に、継続的な保健所機能の確保のためにも適切な設備更新が必要です。

しかしながら、改修に際しては、保健所庁舎には入口が 1 か所しかないため、工事動線と、来所者の動線の区分けが出来ないことや、設備工事期間中は、空調換気機器の使用停止をしなければならないこと、さらに、これらにより、来所者や職員の適切な窓口・執務環境が確保できないことなど、様々な課題が明らかになりました。

また、一時的に移転し、業務を継続していく方策も検討してきましたが、保健所の規模に見合う近隣の賃貸ビルや民間所有地等について、適切な物件を確保することはできませんでした。

これらの理由により、現状での改修が難しいものの、今後の保健所の機能の充実や区民サービスの向上も考えあわせ、引き続き「保健所の移転」に係る検討を続けてきました。

そうした中、区役所本庁舎に隣接する南池袋二丁目 C 地区では、市街地再開発事業等の都市計画手続きが進められており、本年 5 月に都市計画決定する予定となっています。この地区に建設されるビルは、区役所と隣接し、地下鉄有楽町線「東池袋駅」と地下で直結する、保健所の利便性を考えた場合、大変、好立地な場所となります。

区としては、保健所の改修等に係る検討の結果、この再開発により建築される予定のビルへの移転が、現在の地で、多額の改修経費をかけ、大規模改修を行うより、今後の保健所機能の拡充や、区民サービスの向上などを実現してい

く上で、最適であるとの判断に至りました。

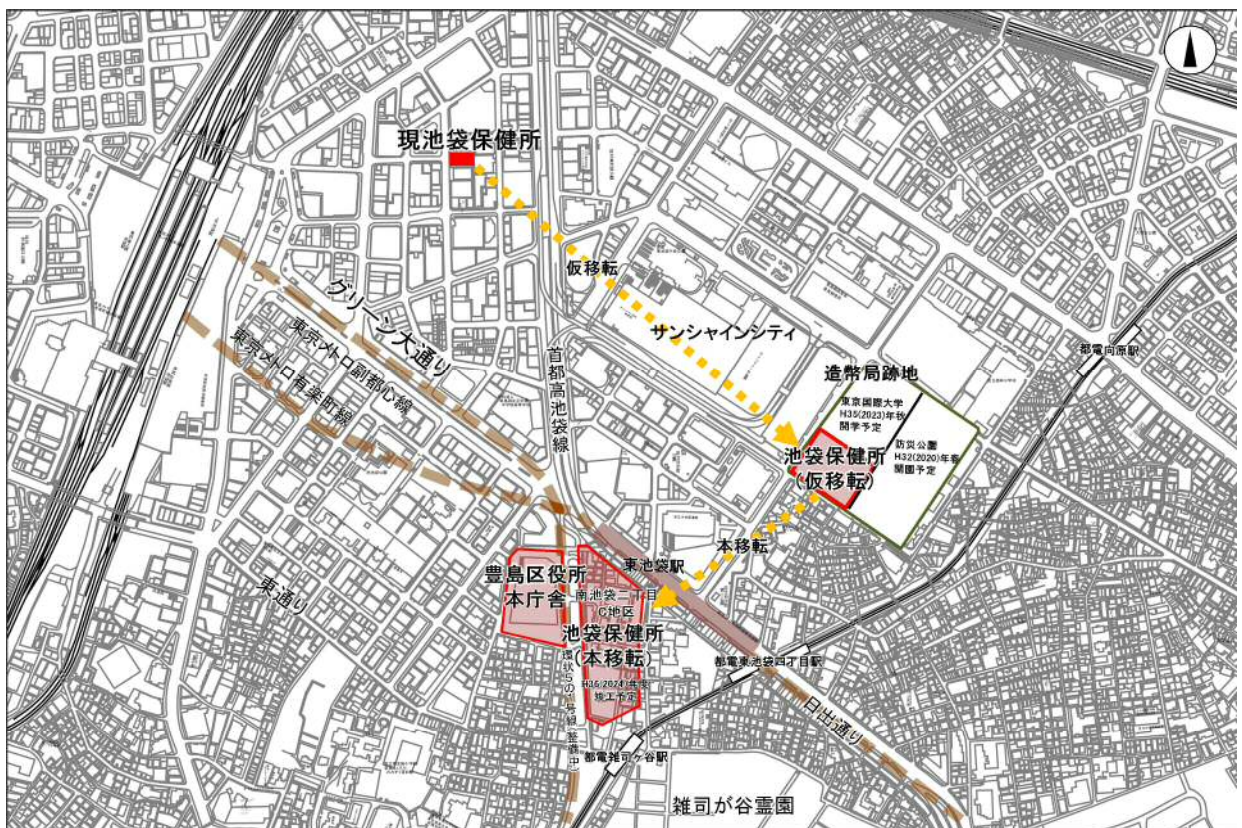
しかしながら、この再開発については、建設を終える予定時期が、平成36年度となっています。

本来であれば、可能な限り、この再開発エリアへの移転を優先すべきところですが、建設終了予定がおよそ6年後であり、現在の保健所庁舎を、現状のまま使い続けることは難しく、どうしても多額の改修経費を投入せざるを得なくなってしまう。

そうしたところ、今回、サンシャインシティと隣接し、最寄り駅が地下鉄有楽町線「東池袋」駅となる、「造幣局跡地」の一部を、独立行政法人都市再生機構より、造幣局跡地の一部を一定の条件のもとに無償で利用させて頂ける見通しです。

サンシャインシティや東池袋駅に近接し、敷地としても十分な広さがあり、格段の利便性向上が見込まれるため、区としては、池袋保健所を、この地に一時移転させ、その後、平成36年度中に、南池袋二丁目C地区の再開発ビルに本移転させることとしました。

位置図



2 これからの保健所機能

公衆衛生の拠点である保健所は、「健康づくりの拠点」、「包括的な子育て支援の拠点」「健康危機管理の拠点」としての機能を充実させていく必要があります。

- (1) 子育て部門との連携を強化し、母子保健事業に係る切れ目のない支援を行える機能・体制を整備していきます。
- (2) 生活習慣病対策のメニューを充実し、超高齢社会に対応した疾患の予防など、時代のニーズに合わせた「区民の健康づくり」の機能・体制を整備していきます。
- (3) 新型インフルエンザ等の感染症対策や、大規模災害発生時の医療の拠点としての機能・体制を整備していきます。
- (4) 今後、2025年以降の社会ニーズに対応できる保健所機能、医療との連携拠点としてのあり方について、医師会・歯科医師会・薬剤師会を中心に、関係諸団体等と調整し、「(仮称)保健所あり方検討会」を立ち上げ、平成31年第2回定例会を目途に、「(仮称)将来の保健所のあり方(中間のまとめ)」をまとめていきます。

3 現状の課題と移転の必要性

現在の保健所庁舎は、設備の老朽化が進み、対策を検討していましたが、事業継続しながらの改修は難しいとの結論に至りました。

しかしながら、今回、造幣局跡地の一部を一定の条件のもとに無償で利用させて頂けるという機会を得たことで、早期に、安定的な保健所機能を確保し、充実した区民サービスを提供できることとなるため、南池袋二丁目C地区への移転を待たず、造幣局跡地への一時仮移転を行う計画を進めていきます。

その理由と、移転の必要性は以下の通りです。

(1) 設備の老朽化と大規模改修

- ① 現状の保健所庁舎については、すでに、築年数が20年となり、空調等の設備更新の時期を迎え、機器の不具合が頻発しており、早急な対応が必要です。
- ② 大規模改修経費は、20億円余と見込まれるほか、工事期間中は、保健所の一時移転が必要となり、改修経費とは別途、民間賃貸ビルの賃料や、運送経費が発生してしまいます。
- ③ 一時的にはあっても、保健所機能が分散することになると、区民に対するサービスの低下をまねくこととなります。

※ 区の施設は、一般的に築年数 20 年前後で、空調設備、外壁改修、屋上防水等の更新工事が始まり、30 年前後で給排水やエレベータ、内装改修など、老朽度合を踏まえ、大規模改修を計画的に実施しています。

(2) 自転車駐輪スペース等の不足

- ① 現在の保健所庁舎には、来所者用に自転車駐輪スペースが確保されておらず、便宜的に公開空地に駐車している状況です。
- ② ベビーカー置場も十分に確保できず、授乳室も有りません。
- ③ これらスペースの不足については、建て替え等を考慮しなければ、現在の保健所庁舎では解消が見込めません。



④ 1日3万人の集客による混雑と安全確保等

現在でも既に、多くの歩行者や荷下ろし車両等が行きかう中で、来所者の自転車やベビーカーが接触・転倒事故等に巻き込まれる懸念があります。

このような状況で、隣接するH a r e z a池袋関連施設が完成すれば、一層の混雑が見込まれ、来所者と来街者の接触・転倒事故などの危険性が増大することが心配されます。

(3) 駐車場利用に関する支障

H a r e z a池袋関連施設の完成により、駐車場出入り口付近の混雑が増すことで、自動車の利用が必要な次の場合に、これまで以上の支障が生じることとなります。

- 障害者及び休日診療所などの利用者
- あぜりあ歯科診療所で実施している、診療所車両を使用している訪問歯科診療（高齢者対象）

(4) 保健所機能拡充の限界

現状の保健所庁舎では、区民のニーズに応えるための機能拡充に、以下の通り、施設的に限界があります。

- ① 保健師や栄養士の面接による指導が有効である生活習慣病対策において、面談室等の十分なスペースが確保できません。
- ② 保健事業実施のために、その都度、他の会場を確保しているが、日程の自由度や、区民への「わかりやすさ」という課題が解消できません。
- ③ 増加傾向にある乳幼児の健診なども、受付と会場が二層に分かれており、円滑な事業展開の支障となっています。
- ④ 母子保健事業に係る切れ目ない支援のため、子育て部門との連携が必要ですが、区役所本庁舎との地理的な状況から、利便性を十分に高めることが難しい状況にあります。

4 仮移転後の区民サービス等の向上について

仮移転先では、事務室機能を2階に集約し、1階を健診等の機能に特化させることで、これまでより大幅に、活用ができる空間を確保することができるようになります。

これにより、保健所施設内で、生活習慣病指導などのサービスも、効率的・効果的に行うことが可能となります。

また、駐輪場不足等の課題についても、余裕のあるスペースの確保により、解決することができます。

仮移転庁舎における保健所機能、区民サービスの向上については以下のとおりです。

- 来庁者用自転車駐輪場100台
- 来庁者用自動車駐車場15台
- 診察室の増設
- 廊下や待合スペースの拡張
- 診察フロアのトイレ増設（バリアフリー、ストマ対応含む）
- 授乳室、ベビーカー置場等の新たな設置
- 生活習慣病予防対策（保健事業）の所内実施スペースの確保
- 糖尿病重症化予防事業の充実
- 来庁者用防災備蓄物資等の整備

- 非常用電源（72時間）等の整備
- 東池袋駅とサンシャインシティに近接し、アクセスが向上

5 仮移転の概要

(1) 仮移転先の施設計画

造幣局跡地市街地南地区池袋保健所仮庁舎建設地の概要

- ・所在地 豊島区東池袋4丁目42番地
- ・敷地面積 3,500 m²
- ・建築面積 約 1,750 m²
- ・延床面積 約 3,500 m²
- ・構造 重量鉄骨造2階建て
- ・金額 1,532,844,000円
 ※ 5年間のリースによる整備
 ※ 金額には、設計費約0.2億円、リース終了後の解体経費約2億円を含む。
- ・期間 平成30年4月～平成36年12月
- ・用途地域等 第一種住居地域
 建ぺい率 60%
 容積率 400%



(2) 仮移転先土地について

仮移転先となる造幣局跡地市街地南地区の約 5,000 ㎡について、独立行政法人都市再生機構との間で、豊島区が一定の条件のもとに無償で利用させて頂ける見通しとなりました。そのうち、3,500 ㎡を保健所仮庁舎にあてる予定です。

6 本移転施設の概要

(1) 保健所機能拡充のための施設

下記の南池袋二丁目C地区市街地再開発事業において、区民サービスの向上と保健所機能を拡充するための施設を整備すべく、再開発準備組合と協議を進めていきます。

(2) 南池袋二丁目C地区市街地再開発の概要

施行区域面積：約 1.7ha

建築物：

北側 建築面積 約 5,200 ㎡ 延べ面積 約 105,000 ㎡

建築敷地面積 約 8,800 ㎡ 高さの限度 190m

南側 建築面積 約 3,500 ㎡ 延べ面積 約 75,300 ㎡

建築敷地面積 約 6,300 ㎡ 高さの限度 185m

住宅建設の目標：戸数約 1,450 戸 面積約 165,100 ㎡

整備予定時期：平成 32 年度～平成 36 年度

7 池袋保健所移転後の土地・建物の活用

(1) 概要

保健所移転後の土地建物を売却することにより、売却収入を施設移転経費に充当するとともに、ハレザ池袋エリアのさらなる賑わいづくりを推進していきます。

(2) 物件内容

所在地	豊島区東池袋一丁目20番9
敷地面積	609.84㎡
建 物	地上7階、地下1階
竣工日	平成10年11月4日

8 位置変更に関する条例改正

一連の計画を進めるにあたり、「豊島区保健所の設置等に関する条例」を

改正し、位置を変更します。

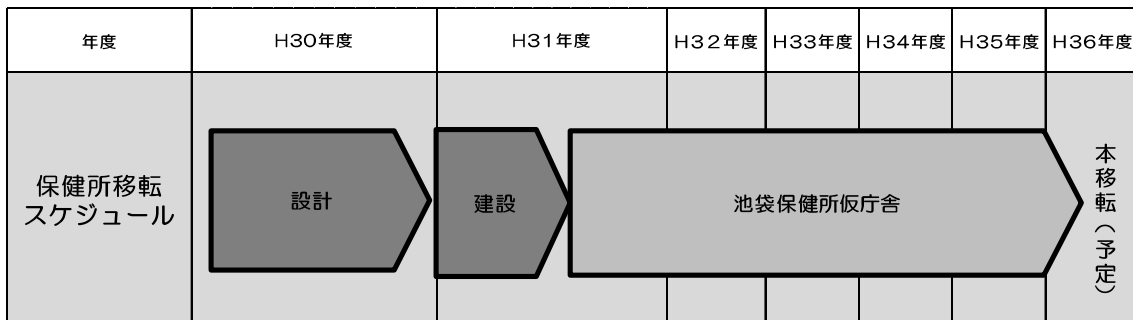
条例の改正案は、平成 30 年第二回豊島区議会定例会に提案する予定です。

【改正内容】

現行		改正後	
○豊島区保健所の設置等に関する条例 昭和50年3月15日 条例第29号 (保健所の設置) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号) に基づく保健所を設置し、その名称、位置及び 所管区域を次のとおり定める。		○豊島区保健所の設置等に関する条例 昭和50年3月15日 条例第29号 (保健所の設置) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号) に基づく保健所を設置し、その名称、位置及び 所管区域を次のとおり定める。	
名称	位置	名称	位置
豊島区 池袋保健所	東京都豊島区東池袋一丁目20番 9号	豊島区 池袋保健所	東京都豊島区東池袋四丁目4 2番16号
以下省略		以下省略	

9 現時点における移転スケジュール(概要)

平成30年5月 「保健所移転の方針」パブリックコメント実施
 平成30年6月 第二回定例会 保健所の位置変更条例
 平成31年秋頃 保健所仮移転
 平成36年度 南池袋2丁目C地区に本移転(予定)



「池袋保健所移転の方針」のパブリックコメント実施結果について

- (1) 意見提出期間 平成 30 年 5 月 21 日 (月) ～平成 30 年 6 月 20 日 (水)
 (2) 意見提出者数 8 人
 (3) 意見受付方法 メール 7 件、FAX 1 件
 (4) 意見件数 2 2 件

■案に対するご意見と豊島区の考え方

※ここにご紹介するご意見について、実際にはプライバシーの関係からいただいた方の住所・氏名は掲載しません。

・パブリックコメントについて

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
1	このパブリックコメントと同時に保健所跡地売却のプロポーサルがホームページに掲載されたが、手順が拙速である。	1 件	保健所跡地の資産価値を最大限に高めて活用するためには、2020 年夏の東京オリンピック・パラリンピックの開催前の周辺まちづくりへ民間事業者の注目が高い時期に、跡地を売却することが必要と判断しています。すみやかな跡地活用を図るため、プロポーサルの事前告知を行いました。
2	既に区長が昨年の 3 定の段階で本件に触れており、仮移転について既定路線としてプロセスが進んでいる以上、パブリックコメントにかかるタイミングを考えて欲しかった。	1 件	本件においては、昨年の第 3 回区議会定例会において、区長が方針を表明し、その後、様々な課題を整理し、先日、計画をようやく具体化できに至りました。また、実際に移転が実施される時期（来年秋ごろ）よりも事前に実施することが必要であるとともに、区議会において位置変更条例が審議される時点でパブリックコメントの結果報告がなされていることが望ましい、との考え方から今回の時期にパブリックコメントの手続きを設定しています。

・駐輪スペースの確保について

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
3	本庁舎の駐輪場は入庫後出入りが厳しい状況であり、駐輪スタンドに乗せることも大変だと思われる。移転後は工夫が求められる。	1件	保健所仮移転先では来庁者用に 100 台分の駐輪場を設置しますが、そこには白線を引いて平置きに駐輪できるようにする予定です。 来庁者用駐輪スペースは幅約 50m程の敷地にゆったりと確保するよう検討しておりますので、ご安心ください。
4	仮移転先では乱雑に駐輪されないように整備して欲しい。	1件	仮移転先の駐輪場は白線を引き、施設管理人が整理業務にもあたる予定です。
5	仮移転まで待たず、近くの駐輪場を借り上げる等の対策で直ちに解決できないのか。	1件	現状池袋保健所周辺の駐輪場は、商業施設の附置義務により設置されている駐輪場のため借り上げはできず、区営の駐輪場も保健所から距離があり、お子様連れの利用者の利便性の面から対応は、難しい状況にあります。

・感染症対策や災害発生時の医療拠点としての機能について

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
6	新型インフルエンザや大規模災害発生時の医療拠点として、感染者の隔離や重症者の待機場所としての機能が必要になると思われる。そうしたことを想定した間取りや仕組みを作って欲しい。	1件	保健所施設を大規模災害発生時のトリアージや治療を行う医療拠点としては想定しておりません。 また、新型インフルエンザ発生時には、建物内を診療拠点として想定しておりませんが、情報発信拠点として整備していきます。 しかしながら季節型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、適切な対処ができるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会とも協議し、休日診療所やあぜりあ歯科診療所、あうる薬局の配置を検討して参ります。 更に、講堂や鬼子母神 plus を、診療所等と同一フロアに配置することで、災害発生時の拠点の一つとして機能するよう、整備を図って参ります。

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
7	大規模災害発生時の医療の拠点としての機能を持つのであれば、休日診療所のスペースを広くとって欲しい。新型インフルエンザ等の対策のために入口を2つ設け、感染症の患者を受け入れるためにも2つ以上の診察室、待合室も現在の倍以上を確保するべきだ。災害発生時に現状の休日診療所と同等のものでは、廊下部分に患者が溢れることになるので、考えて欲しい。	1件	<p>休日診療所のスペースは可能な限り拡張し、季節型インフルエンザ等の感染症対策のため、診察室も2つ確保する予定です。現状の休日診療所の課題を解消できるようレイアウト調整には慎重に取り組んで参ります。</p> <p>新型インフルエンザ発生時には、建物内を診療拠点として想定しておりませんが、情報発信拠点として整備して参ります。</p>
8	休日診療所は、利用者のことを考えれば、地の利の良い池袋駅近辺に残すべきではないか。	1件	東池袋分庁舎等、診療所のスペースが確保できないか検討しましたが、必要面積を確保できる場所がなく、この度の保健所と共に移転させる運びとなりました。

・アクセスについて

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
9	仮移転先は池袋駅からは遠い。案内板等でアクセスを分かりやすくして欲しい。	1件	案内板等の設置により、ご利用いただく皆様に分かりやすく案内できるよう努めます。
10	本庁舎に近くなってもそれほど利便性は向上しない。現に区役所本庁舎は池袋西側や山手線北側の住民には不便である。移転は一度だけにして費用を節約し、小型バスを安い運賃で運行させる等の方が歓迎されるものと思われる。	1件	<p>利便性については、確かに池袋駅からは多少遠くなりますが、東池袋からは近くなり、アクセスの選択肢は増えます。</p> <p>また、本年4月より、渋谷駅と池袋駅を結ぶ都バス「池86」が1日30往復、サンシャインシティまで延伸し、地域公共バス「池07」は1日8往復、サンシャインシティの南側まで運行しています。</p>
11	池袋本町・上池袋・池袋方面からの仮移転先へのアクセスは、非常に不便なものになる。	1件	ご提案いただいた小型バス等の新たな交通手段については、平成31年度秋運行予定の電気バスのバス停も至近に設置予定です。

・移転について

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
12	<p>現在便利な場所にあるが、建物の修繕費用やハレザによる混雑で自転車の利用が難しくなるのであれば、移転も仕方がない。</p>	1件	<p>修繕に必要な費用や保健所機能の拡充の必要性、ハレザ池袋のオープンによる混雑等を総合的に判断いたしました。</p>
13	<p>保健所跡地の売却を早く進めるために移転を急いでいるように思われる。 旧長崎保健所等の既存の建物を利用し、費用を節約するという考え方はなかったのか。税金の使い方に疑問が残る。</p>	1件	<p>本件においては、昨年の第3回区議会定例会において、区長が方針を表明し、その後、様々な課題を整理し、先日、計画をようやく具体化できに至りました。</p> <p>また長崎健康相談所（旧長崎保健所）は現在建て替えを行っており、全国的に喫緊の課題となっている児童虐待に対応するため、児童相談所を併設する予定です。そのため、池袋保健所の必要面積を確保できるような既存の建物はない状況です。この度の仮移転によって、西の長崎健康相談所と共に、引き続き区民の健康増進・保健衛生を担って参ります。</p>
14	<p>現在の保健所の場所は、旧庁舎跡地開発に伴い、立地的に問題があることは認めるが、こうした事態が発生することは、開発を進めるにあたり事前に想定できたことではないか。</p>	1件	<p>開発による影響は想定しておりましたが、移転の適地がみつからず、移転の計画を進めることができませんでした。</p> <p>しかしながら、今回、造幣局跡地市街地南地区の一部を、区と独立行政法人都市再生機構の間で、一定の条件のもとに無償で利用させていただける見通しになりました。</p> <p>これを受けて、今回、移転の実現に向け、手続きを進めることが可能になりました。</p> <p>今後、池袋保健所移転による機能拡充、現保健所跡地の有効活用のため、移転計画を進めて参ります。</p>

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
15	5～6年であれば小規模修繕で現保健所を維持し、本移転先へ直に移転するべきではないか。	1件	<p>空調機器等の設備機器が更新時期を迎えており、外壁補修や屋上防水なども更新時期にきています。従って、小規模な修繕のみで対応していくことは難しく、現在の建物を使い続けるためには、大規模改修が必要となって参ります。</p>
16	本移転に関しては賛成だが、一時的な仮移転のために多額の税金をかけることには反対である。本移転までの不便やハレザオープンに伴う混雑には区で対策を工夫するべきだ。	1件	<p>大規模改修後は、長期間にわたり使用し続けることが前提となり、保健所機能の拡充は難しくなります。</p> <p>また、ハレザ池袋が完成すれば、一層の混雑が見込まれ、来所者と来街者の接触・転倒事故などの危険性が増大することが予想され、区としては、事故等が懸念される場合、あらかじめ適切に対処することで、トラブルを未然に防ぐ義務があります。</p> <p>C地区への移転が、すぐには出来ない状況では、造幣局跡地への仮移転が最適であると判断したものであります。</p>
17	なぜ造幣局跡地への仮移転を「本移転」としないのか。C地区への移転で更に高額な費用がかかり、税金を乱雑に使っているのではないか。	1件	<p>C地区への移転が、すぐには出来ない状況では、造幣局跡地への仮移転が最適であると判断したものであります。</p>
18	移転候補地に挙げられているC地区は、場所としては適切と思われるが、新設される新保健所施設の内容・費用等については情報が無いので具体化後改めて区民の意見を聞いて欲しい。	1件	<p>C地区の再開発事業は、6月14日に都市計画決定しました。今後、組合設立認可、権利変換計画認可と進む予定です。</p> <p>新保健所施設の内容については、今後、保健所のあり方を検討してまいります。費用については、今後再開発事業の進捗に応じて算出される床価格と保健所施設の内容、規模等により決まってくるので、具体化した時点で区民の皆様にお示しする予定です。</p>

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
19	<p>本移転先の南池袋C地区での、延床面積は十分に確保できているのか。</p> <p>また、本移転先の工事が遅れた場合、無償で利用できるとしている仮移転先の借地期間の延長はできるのか。新たな契約料が発生する危険は無いのか？</p>	1件	<p>仮移転先の借地期間については、使用期間満了時点において、「真にやむを得ない事情により、仮移転先の借地延長が必要となった場合は、双方協議を行い合意した場合には更新が可能」という条件にて使用貸借契約を予定しております。</p> <p>なお、当該地の南側で検討している造幣局南地区まちづくりの進捗状況を踏まえて更新の協議をすることになりますが、公共目的で土地の使用を継続することになりますので、ご懸念の新たな契約料等が生じることはないと考えています。</p>
20	<p>本施設の売却を6年後に行う場合と直ちに実行する場合において、売却価格・条件に違いがあると判断しているのであれば、仮移転の必要性の検討のためにもその旨明示して欲しかった。</p>	1件	<p>移転後の跡地について、資産価値を最大限に高め活用するためには、東京オリンピック・パラリンピックを控え周辺地域に注目が高まっている現在が売却の好機と考えておりますが、仮移転を行う理由は跡地活用のためではなく、設備の更新時期を迎えて様々な支障が生じつつあることや機能の充実が喫緊の課題であると判断したためです。</p> <p>したがって、現在と6年後の売却価格や条件によって、仮移転を行うものではないことをご理解ください。</p>

・その他について

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
21	<p>仮移転先でも子どもを遊ばせられるスペースを作ってほしい。</p>	1件	<p>現保健所と同様、鬼子母神 plus にお子様が遊べるスペースを確保する予定です。</p>
22	<p>大阪の地震のこともあるので、行政施設には区民を災害から守る仕組みづくりをして欲しい。</p>	1件	<p>災害発生を想定し、災害時の拠点の一つとして整備していきます。また、備蓄倉庫や非常用発電装置等を設け、利用者保護の観点から、保健所内に滞在できるスペースを確保していきます。</p>